

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)	
地域名 (地域内農業集落名)	大瀬蔵野地区 (大畑、中村、竹市野、大瀬蔵野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備の計画があり、令和6年度採択を目指し、現在進行中。
- ・既存の1法人に加え新たに2法人を設立し、地域内の全ての農地を集積。
- ・面工事前の水管理等の作業は、耕作農地が分散しているため、3法人では困難。地域の協力をいただきながら営農することが必須となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を契機に作物毎の団地を形成し、農作業の高率化を図る。
- ・以前から活動していた角館野菜生産者グループが中心となり、当地区及び近隣地区で獲れた野菜を角館野菜としてブランド化し、地域の特産品として生産額の向上を図る。100回の開催実績がある品評会を継続する。
- ・冬期間はネギ、里芋をハウス内に貯蔵し、12月から2月に出荷する。また、地下水を利用してセリの栽培を検討しているが、確定ではない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業の集積計画策定済。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用することから、全ての農地を農地中間管理機構へ集積済。 ・交換等必要になった場合の権利移転は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和6年4月4日、農地中間管理機構関連農地整備事業採択。 令和7年度より面工事開始予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・3法人での営農となるが、新規参入・新規就農希望者があれば、地域の担い手として確保する。 ・高収益作物の栽培を希望する参入者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業は、地元の法人に委託を計画している。 枝豆の調整、新規導入作物の栽培、農薬等の選定については、JAより指導をいただく。

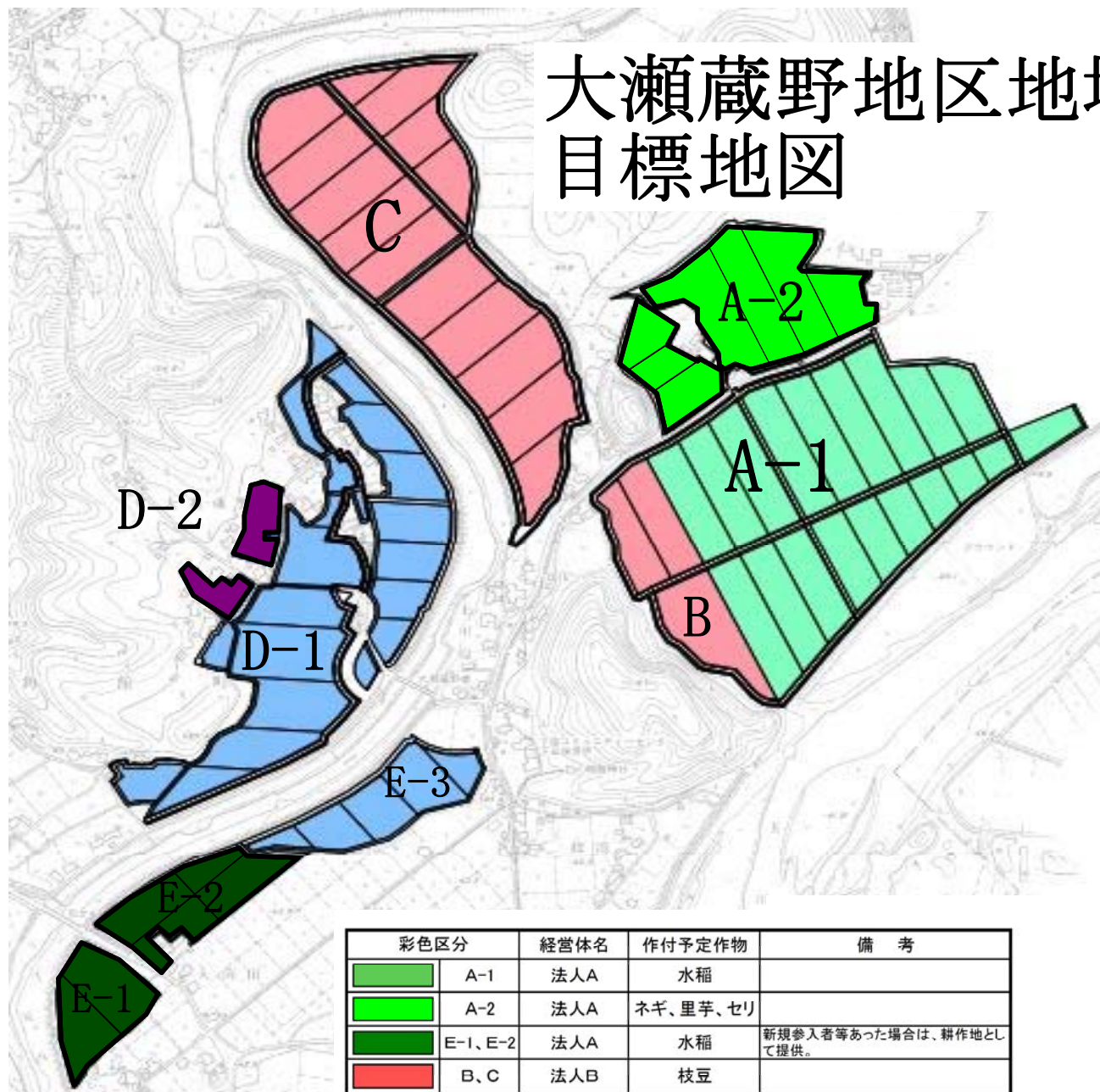
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①熊、猪等が頻繁に目撃される地域であることから、市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害低減を図る。
高収益作物の作付け地については、防獣ネットや電気柵設置等の対策を行い、安定的出荷を目指す。
②野菜等は仙北市堆肥センターの堆肥を活用し、肥料費の低減と環境負荷低減を図る。
⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。

大瀬蔵野地区地域計画 目標地図



彩色区分		経営体名	作付予定作物	備 考
	A-1	法人A	水稻	
	A-2	法人A	ネギ、里芋、セリ	
	E-1、E-2	法人A	水稻	新規参入者等あった場合は、耕作地として提供。
	B、C	法人B	枝豆	
	D-1、E-3	法人C	水稻	
	D-2	法人C	トマト	